奥州市介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業（元気応援型通所サービス）

株式会社ケアネット 活き活き倶楽部　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ケアネットが開設する活き活き倶楽部（以下「事業所」という。）が行う奥州市介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業（元気応援型通所サービス）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な元気応援型通所サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の職員は、要支援者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上のために、運動機能向上のトレーニングやレクリエーション活動等の提供、必要な援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

⑴ 名　称　株式会社ケアネット 活き活き倶楽部

⑵ 所在地　奥州市水沢花園町一丁目１９番地１６号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

⑴ 管理者　１人

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。また、サービスの利用の申込みに係る調整、第１号通所事業に係るサービス計画の作成等を行う。

⑵ 従事職員　単位ごとに常時１人以上配置

従事職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、運動機能向上のトレーニングやレクリエーション活動の支援、その他必要な業務の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

⑴ 営業日は月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日　（

但し、１２月３０日から１月３日 休業）

⑵ 営業時間は、１３時３０分から１５時３０分までとする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、１日１０名とする。

（サービスの内容）

第７条　サービスの内容は、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン（以下「介護予防サービス計画等」という。）に基づき、次の各号に掲げるサービスを提供する。

⑴ 運動機能向上に関すること

体力や機能の維持・向上を図るために「いきいき百歳体操」を実施し、必要に応じ体力測定を行う。

⑵ アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、仲間づくり老いや障がいの受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

⑶ 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。

⑷ 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

（利用料等）

第８条　サービスを提供した場合の利用料の額は、奥州市が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、当施設よりおよそ３ｋｍ圏内とする。

（事故発生時の対応）

第10条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員、奥州市に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し保存する。

３　事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第11条　利用者は、サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（虐待の防止）

第12条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じる。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を整備する。

③従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

④虐待防止に関する担当者を選定する。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

⑥成年後見制度の利用を支援する。

⑦従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

（身体拘束について）

第13条　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

2　身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（緊急時等の対応方法）

第14条　事業従事者は、サービスの提供中に利用者の体調や容態の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2　サービスを提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講ずるとともに、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第15条　事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

2　管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第16条　事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2　事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第17条　事業所は、利用者の使用する施設，食器その他の設備，飲用水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2　事業者は、感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第18条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に揚げる措置を講じるものとする。

1　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のために対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

3　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（認知症介護基礎研修の受講）

第19条　事業所は、事業所において介護に直接携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修の受講を実施する。

（秘密保持等）

第20条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2　当該事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

（苦情処理）

第21条　提供した指定介護予防通所介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

2　提供した指定介護予防通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告する。

3　提供した指定介護予防通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助

言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（その他運営に関する重要事項）

第22条

事業所は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から２年間保存しなければならない。

２　この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、株式会社ケアネット 岩手サービスセンター長と事業所管理者との協議に基づき定めるものとする。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第23条

事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするとこは、その廃止又は休止の日の一か月前までに、次に掲げる事項を保険者へ届け出なければならない。

１　廃止、又は休止しようとする年月日
２　廃止、又は休止しようとする理由
３　現に通所介護サービスを受けている者に対する措置
４　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附　則

この規程は、平成３０年　７月１日から施行する。
この規程は、令和　５年１２月２１日から施行する。
この規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。
この規程は、令和　７年　４月　１日から施行する。